



11月・12月は、マイナンバーカード 取得促進の取組月間です！

暮らしの便利がギュッ！と詰まったマイナンバーカードを安心してご利用いただくため、**県と県内全30市町村では、11月・12月をマイナンバーカード取得促進の取組月間**として、各種イベントや年末調整事前説明会等の様々な機会を捉えて積極的に取組を行います。

実施期間

11月1日（木）～ 12月28日（金）

取組内容

- ①マイナンバー制度おはなし講座の実施（安全対策の周知）※1
- ②マイナンバーカード申請代行※2
- ③マイナンバーカード申請出張受付合同開催（予定）※3

※1 詳しくは、**県市町村課行政班**までお問い合わせください。（073-441-2192）

※2 **市町村役場窓口**において、マイナンバーカードの申請代行（補助）を行います。

※3 開催予定等については、**決定次第、県市町村課のHP**にてお知らせします。

マイナンバーカードの利用シーン

マイナンバーの提示と
本人確認がこれ一枚で完結！

マイナンバーカード
初回交付「無料」！



コンビニでの住民票などの
証明書の取得が可能に！

和歌山市、海南市、橋本市
で実施中！

※田辺市、紀の川市、白浜町実施予定



図書館の貸出利用券として
マイナンバーカードを利用！

和歌山県立図書館と
和歌山市立図書館で実施中！

※随時、拡大予定



それぞれの図書館利用券を
携帯しなくても…



マイナンバー制度の安全対策 Q&A

Q マイナンバーが漏えいしたら、個人情報も全部漏れてしまうのですか？

A 個人情報は一元管理しないので、芋づる式に漏えいすることはありません。それぞれの機関が持つ個人情報を従来どおり分散して管理することで、情報漏えいの連鎖を防ぎます。

Q 個人のマイナンバーを集めて、悪用されることはありませんか？

A マイナンバーの利用範囲などは法令で厳しく制限されています。法令に定められた範囲を超えて収集や保管を行うと、刑事罰を科せられる場合があります。

Q マイナンバーを他人に知られたら、なりすましの被害に合うのではないですか？

A マイナンバーの手続では本人確認を必ず行い、なりすましを防ぎます。マイナンバーを使った手続では、申請者のマイナンバー確認と身分証等による本人確認が義務付けられています。

Q マイナンバーのシステムでは、どのような安全対策をとっていますか？

A システムにアクセスできる者を制限して、通信も暗号化しています。不正なアクセスが行われないよう、第三者機関（個人情報保護委員会）が監視・監督しています。

Q マイナンバーカードを無くしたら、ICチップの情報を盗まれませんか？

A ICチップには、税や年金などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。ICチップに記録されるのは、住所、氏名等の情報のみで、ICチップの利用には暗証番号も必要です。

Q マイナンバーカードを持つと個人情報が丸裸になることはありませんか？

A マイナンバーカードで、個人情報を名寄せして管理されることはありません。マイナンバーカードを作ったり利用したりしても、ICチップなどに個人情報が蓄積されることはありません。



紛失・盗難の場合の連絡先

万一、紛失したり、盗まれてしまっても……

24時間365日、コールセンターで一時利用停止の受付をしています。

お問い合わせ

マイナンバー
フリーダイヤル



0120-0178-27